

〔別 紙〕

様式 1

## 事 業 報 告 書

(自 令和 4 年 9 月 1 日 至 令和 5 年 8 月 31 日)

## 1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 桜

①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人 その他③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県いちき串木野市上名 1 3 1 番 2

(3) 設立認可年月日 令和 3 年 9 月 1 0 日

(4) 設立登記年月日 令和 3 年 9 月 1 3 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	井上 敬博	
理 事	井上 朋子	
同	高妻 晴敏	
監 事	川原 憲英	

## 2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	さくら歯科 クリニック	4631830249	鹿児島県いちき串木野市 上名 1 3 1 ー 2	一 般 病 床 なし

## (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		
該当なし		

## (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		
該当なし		

## (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年9月25日 令和3年度決算の承認

令和4年9月25日 役員報酬限度額の承認

## (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

## (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

## (7) その他

該当なし

## 様式 2

法人名 医療法人 桜

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県いちき串木野市上名131番2

## 財 産 目 録

(令和 5年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	26,335 千円
2. 負 債 額	22,881 千円
3. 純 資 産 額	3,454 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	22,728
B 固 定 資 産	3,607
C 資 産 合 計 (A+B)	26,335
D 負 債 合 計	22,881
E 純 資 産 (C-D)	3,454

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

## 様式 3-2

法人名 医療法人 桜

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県いちき串木野市上名131番2

## 貸借対照表

(令和5年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	22,728	I 流動負債	22,881
II 固定資産	3,607	II 固定負債	0
1 有形固定資産	3,592	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	0	負債合計	22,881
3 その他の資産	15	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		I 基金	1,000
		II 積立金	2,454
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	3,454
資産合計	26,335	負債・純資産合計	26,335

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

## 様式4-2

法人名 医療法人 桜  
所在地 鹿児島県いちき串木野市上名131番2

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
(自 令和 4年 9月1日 至 令和 5年 8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	84,890
2 事業費用	83,540
本来業務事業利益	1,350
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	1,350
II 事業外収益	2,135
III 事業外費用	440
経常利益	3,045
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	3,045
法人税等	525
当期純利益	2,520

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 桜

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

所在地 鹿児島県いちき串木野市上名131番2

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定し、支払条件は当月分を当月末預金払いとしている。

## 様式6

## 監事監査報告書

医療法人 桜  
理事長 井上 敬博 殿

私は、医療法人 桜の令和4年会計年度（令和4年9月1日から令和5年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月25日

医療法人 桜

監事 川原 憲英